

事業計画内訳書 (事業推進員) について

1 . 事業推進員の設置について

若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業を円滑に実施するため、事業推進員を 1 名以上 (人件費の対象となるのは最大 3 名まで) 配置して下さい。事業推進員の資格は特に問いませんが、建設業における雇用改善に関する知識、経験を有する者であって、事業推進員に関する辞令を団体の長から発令されたものであることが必要です。

2 . 事業推進員の人件費助成の要件及び上限額について

事業推進員の設置は上記 1 のとおり必須ですが、その者の人件費助成を受けるためには、計画期間を通して事業に従事する場合のみ助成対象となります。また、事業推進員 1 人当たり実費相当額 3 6 0 万を上限額とし、助成率である 2 / 3 (中小建設事業主団体以外は 1 / 2) を乗じた額が事業推進員 1 人当たりの助成上限額となります。

3 . 提出上の注意

- (1) この事業計画内訳書は、建設事業主が計画の届出を行って、建設労働者確保育成助成金 (若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース (事業主団体経費助成)) の助成対象となる事業を実施する場合、建設労働者確保育成助成金 (若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース (事業主団体経費助成)) 計画届 (建助様式第 4 号) に添付して下さい。
- (2) 事業推進員の辞令書 (勤務形態や事業推進員業務を行う旨が記載されたもの)、雇用契約書の写し (労働者の場合) 及び履歴書を添付して下さい。
- (3) 人件費助成を受ける場合、支給申請書とともに出勤簿、業務日報 (任意書式)、業務日報の内訳として事業推進員業務の内容を記録した記録票 (任意書式) をご提出いただくことにご留意ください。

4 . 記入上の注意

- (1) 欄については、事業推進員に係る年間の基本給、諸手当、賞与及び超過勤務手当並びに健康保険、厚生年金保険、介護保険、厚生年金基金及び労働保険料のうち事業主負担分の合計額を記入してください。
- (2) 印欄は、記入しないでください。